

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷七十第

行發日一月二十年二十正大

論叢

土地課稅新案 法學博士 神戸 正雄

價値の量 法學士 恒藤 恭

世界經濟の意義 法學士 作田 莊一

鎌倉時代の土地制度 文學博士 三浦 周行

時論

農民土地愛着心冷却の傾向 法學博士 河田 嗣郎

震災と租稅 法學博士 小川 郷太郎

說苑

マルサスの地代論に就て 經濟學士 谷口 吉彦

雜錄

アダム・スミスの書簡一通 法學博士 河上 肇

「資本と勞働」と「勞働と資本」 法學士 山口 正太郎

リカアド經濟論文集の刊行 經濟學士 谷口 吉彦

名士の死の心理に関する統計的研究 經濟學士 岡崎 文規

附錄

本誌第十七卷總目錄

鎌倉時代の土地制度 (二)

三 浦 周 行

四 本 所 領

本所領とは本所の知行する莊園の事で、領家の場合も當然これに含まるべきである。これに對する幕府の守護地頭を置いた影響は前項國領の場合に述べたところともより大差はない。莊園と國領との相違はあるけれども、共に其性質上、朝廷の管轄に歸すべき土地であつたから、幕府としては畧同一に取扱つてよかつたのであつて、幕府の法律にも、本所並國司領家など一様に書きあらはして居る場合が多い。今同一の事を國領と莊園との二項に別けて論究するも煩しいから、これより以下は便宜上、二つの種目を一つに併せて考察することにした。

國領に於ても將た又本所領に於ても、地頭は其租税を取扱つてこれが死命を制して居た丈に、其影響するところは頗る深刻であつた。貞永式目には其第五條に、本所領の租税を滞納する地頭に向つて速に辨濟せしむべき規定があるが、それには其滞納額の多きものに對して、三箇年の猶豫期間を設けて居る。けれども、毎年これを本所に納むべき期限即ち滞納と認むべき程度につい

ては吾妻鏡建長三年四月二十日條に「國司領家年貢事、殊可致精誠辨濟、若春二月已後就此事本所訴訟出來者、可被任地頭於本所申分_二之由被仰出_一云々」と見える。これに據ると、三月が猶豫の最大限であつたと看做さなければならぬ。然るに時代は稍後れて後醍醐天皇の元亨二年正月十二日の追加を見ると、國領の地頭が租税を納むべき期限についての規定が見える（新編追加二七九）それに據ると、收穫の時期に臨めば、地頭は成るべく速に徵收して翌年の二月に全部納付すべく、縦ひ此期限迄に納付することの出來ないもの、即ち所謂未進であつても、六月を經過してはならぬ、若し六月を經過しても尙ほ納付せないものがあつたならば、此國領の事務を取扱ふ雜掌の訴出に依つて決算を遂げ辨償すべき旨の幕府の命令即ち奉書を下さることが規定されて居る。此決算を遂げて辨償せしむべしとの意味を書顯はした「遂結解可辨償」とあるは即ち式目第五條の條文中に、

有本所之訴訟者、即遂結解可請勘定（中略）任員數可辨償之、

とあると同意である。而してこれは主として國領について言つて居るのであるけれども、移して以て本所領の場合にも適應することが出來るであらう。

以上は地頭の租税納付の義務に關する規定であるが、國領、莊園に於ける地頭の權利は如何であるかといふに、先づ公田の場合についていへば、幕府はこれが小作をなす名主、百姓等の地頭

に告知することなくして公田を賣買することをも禁止、さては公田の賣買をも禁止するに至つた事實を擧ぐべきであらう。(新編追加三三〇)即ち弘長元年十二月二十七日の幕府の御教書に於て、幕府は河内國橘島莊の名主、百姓が、地頭に告知することなくして名々莊田を賣渡したのを不法の行爲と認めてこれを取戻させ、且つ公田の賣買を禁じて居る。而して其賣地の取戻と共に、所當の公事を全くすべき旨を命令して居るのを見ると、此賣買に依つて公田より收納すべき收益即ち地頭の所務の減少を恐れたものであることが知れるのである。もとより公田其者が幕府の所轄でない丈に、幕府が其賣買を禁ずるといふのも、甚だ越權のやうではあるが、それは一概にさうもいへないのであつて、此場合は公田の賣買といふも、公田其者の賣買でなく、職務上、地頭の支配を受くべき名主、百姓、即ち所謂任人の身として、任意に公田の小作權の賣買をなすを禁じたものと看做してよからうと思ふのである。

是等の國領、莊園、殊に莊園には、本所一圓の地とか一圓の莊園とかいつて全く地頭を置かぬところが稀れにはあつた。又縦し地頭があつても、敢て國司及び本所の事務を執るものゝ置かれてあることを妨げなかつたのであるから、國領の地頭のある場合に、雜掌なるものがあつたり、又預所其他のあつたことは前に述べた通りである。併し乍ら中には又別に地頭請所と稱するものがあつた。地頭請所とは幕府の任命した地頭が、國司や本所若しくは領家から任命されて一定の

租税の請負の下に、所謂請料の契約を結んで、一切の管理事務を委任され、本所の預所と同一の職務を取るものである。吾妻鏡に、文治二年、新日吉社領武藏國河肥莊の地頭請所の事が見え、又文治三年に土佐國介良莊地頭で預所を兼ねた源行景なるものも見える、深堀文書弘安十年十月三十日太宰少貳盛經の御教書に肥前國高來東郷有間莊内深江村地頭兼預所職の見えるのは、事實に於て地頭請所と同一のものであつたらう。

普通の地頭が地頭請所となつた場合は本所領家に對する契約の更新さるべきこと勿論であるがこゝには其一例を擧げてこれが説明に代へることとする。

高野山蓮華乘院領紀伊國南部莊は建久五年前五辻齋院より本所一圓の地として同院に寄附されたものであつたが、承久の戦後に本所の莊官たる下司が官軍に屬した爲めに戦後幕府の爲めに没收されて新に地頭を補せられこれと同時に本願即ち寄附者の意志に基いて毎年地頭より米百石に領家の得分を加へて寺家に納入することを命せられたのである。然るに其翌貞應元年に地頭は更に請所として見米三百石、色代二百石を本所に辨濟すべしとの命令を受けた。所謂色代とは代金の意味であつて、二百石を賣却した代金で納めさせたのである。此色代については其後弘安元年に寺家の雜掌と地頭との間に争を生じて雜掌は當時の相場に依つて代金を請取るべきであると主張し、地頭はこれに反對して前地頭時代の納入の例(濟例)に任せて八十貫を納めんと主張した

が、幕府は審理の結果、雜掌の主張か理由があるとの裁決を下して居る。(寶簡集二十四) 普通の地頭として管理し來つたものが、地頭所請になつた爲めに生じた本所領家對地頭の新關係はこれを以て全斑を推すことが出來やうと思ふ。

地頭所請の場合に於ては、國衙若しくは本所よりして、地頭以外に其職員を任命するの必要がなくなつたのであるから、自然これを置かなくなつて、地頭はもとより幕府の爲めにも頗る有利であつたから、頼朝の時には、領家圓滿院に交渉して御家人なる澁谷氏を同院領相模國吉田莊の地頭所請となし、幕府より其請料を代納して彼等の奉公の勞に酬いた事實もある。(吾妻鏡建久三年十二月二十日條) 貞應元年四月二十六日附の「地頭等可_レ存知一條々」の一箇條に、

次非_二指請所、任_二自由、預所郷司追出事、慥可_レ令_二停止、

この一條がある。これは請所でもないものが、任意に預所や郷司を放逐するを禁じたものである。地頭所請は即ち本所の預所に相當するものであるから、既に請所を置いた以上は、其上に預所を存置するの必要がない。郷司とても、亦同様であるから、若し彼等が依然として其職務を執らんとするに於ては、請所たる地頭の職權としてこれを放逐するは必ずしも失當の事ではなかつたらうけれども、請所でもない地頭にして、此くの如き行爲に出づるは不法であるからこれを禁じたものである。此請所は御家人たるの身分に於ては、もとより將軍の命令に服従すべきであるが、請所

なる職務については、本所の命令を遵奉すべきは勿論であつて、従つて任免權も本所にあつたのである。さればといつて、本所は地頭の身分に對して、純然たる下僚の如く、任意に任免黜陟するを敢てし兼ねる事情があつた。故に彼等が本所の命令に應じない場合はこれを朝廷に訴へ出て朝廷よりは院宣を幕府に下されて其反省を促され、又は地頭の改補を迫られたが、幕府は常に又地頭を庇護するに傾いて居た。吾妻鏡に見えた文治二年新日吉社領武藏國河肥莊地頭の請所の場合は、地頭が領家(六月二十八日條には領主とあるけれども、八月五日條には領家と見える)の幼少なのに乘じて、三年前の請料を滞らして居るのは不法であるとして院宣を下され、他の奉行人を派遣して納入督促すべき旨を武藏守(武藏は賴朝の分國)に達せられたのである。これに對して賴朝よりは此新日吉社領に對して地頭は從來納税し來つたけれども、去年領家死去の後は、年貢を納むべきところが不明であつた爲めに餘儀なく納付をなし得なかつた迄で、敢て故意に滞納した譯ではない、既に前領家の孫が新に領家とられた上は、速に年貢を納めるであらうと答へたが如きは其一例として見るべきである。

寛元二年八月三日附幕府の六波羅に充てた御教書には、御家人がさしたる過失なくして本所より所領を改易された場合は、六波羅より本所に抗議を申込み、容れられねば幕府に進達せよ、若し又御家人に過失のあつた場合は、他の御家人を以て改補せられんことを本所に推薦すべく、所

當年貢は先例に任せて納入を怠つてはならぬと見えて居る。此御教書の文中に「御家人相傳所帶等、雖_レ爲_二本所進退_一、無_二指誤_一、於_レ被_二改易_一者」云々と見えて、御家人の所帯が本所の進退(支配)でのつて改易も容易であつたとは、彼等が名玉城や地頭請所になつて居た場合を指したものであらう。いが、彼等にして若し本所の意志に依つて其所頭を失つた場合は、幕府は必ず御教書の精神に基いて、極力御家人以外の手に移るを妨げ、御家人中の他のものを其後任に擬してこれが採用を本所に迫つたのである。而して御家人義務(御家人役)の對象となるべき所領の支持が即ち其唯一の主要目的であつたことは、此御教書がもと御家人役に關した規定であつて、御家人といふべきところに、態「御家人役勤仕之仁」なる文字を用ゐて居るのでも知らるゝのである。

此點からいへば、請所に管理された本所領は幕府に有利であつた丈、本所に取つては他のそれに比して頗る不利益であつたと謂はなければならぬ。

是に於て本所と地頭請所との間に、地頭が本所に納むべき年貢を滞納した場合には一定の期間地頭請所の管理を中止して本所の獨立經營に歸すべしとの契約を締結したものがあつた。面白い現象であるから、一例として寶簡集二十三に見えた契約文(請文)を左に收めやう。

請申 高野山蓮花乘院領紀伊國南部庄御年貢米間條々、

一、御年貢米未進事、

右當庄者、依_レ爲_二地頭請所_一令_レ運_二送御年貢_一之處、近年就_レ令_レ致_二未進_一、被_レ究_二六波羅關東御沙汰_一之間、爲_レ被_レ止_二訴訟_一、所積未進分壹千參佰玖拾陸斛壹斗貳升柒合自_二當年丙寅歲_一至_二戊辰歲_一、限_二參箇年_一可_レ令_二究濟_一之、若猶背_二此請文旨_一令_二對捍_一者、自_二未進翌年_一一向停_二止地頭之所務_一、寺家一圓伍箇年之間可_レ被_レ知_二行庄家_一矣、

一、向後御年貢進濟間事、

右云_二現米_一、云_二色代錢_一、無_二一塵之未進_一、每年可_レ令_二究濟_一之、若致_二懈怠_一者、雖_二爲_二何度_一、一向停_二止地頭之所務_一、自_二未進翌年_一三箇年之間、寺家一圓可_レ有_二御知行庄家_一也、此上者、以_二兩方和談之儀_一、且被_レ申_二成御下知_一、且可_レ被_レ封_二裏_一、仍和與之狀如_レ件、

嘉曆元年八月廿一日

地頭代沙彌道圓(花押)

これは南部莊が前にも書いた如く、元來本所一圓の地であつたのを地頭の管理とした特別の事情に依つたものではあるが、地頭の年貢滞納の場合に、本所が一定期間の地頭の所務停止に止めて下地收公を斷行し得なかつたところに地頭請所の特質が発見されるであらう。

然るに當時關東御領と稱した幕府の管轄に屬する土地にあつては、往々非御家人及び凡下が請所に託してこれを買收しやうとするものがあつたから、弘安七年(五月二十日)に幕府が其調査を命じたこともあり、彼永仁五年(六月一日)の徳改の場合には、請所は沽却の地と異らぬその理由

の下に、徳政令を適用して、舊領主に取戻させたこともある。尤も高野山文書(二六)又續寶簡集(七九)に收められた紀伊國阿氏河莊地頭湯淺宗親の陳狀案に據ると、彼れは是より先き、文永五年四月二十五日に出でた關東平均の御式目であるといつて、

請所事廿年無相違者、今更不可有違亂云々、

この式目追加を自己の利益の爲めに引證して居る。併しこれに對して相手方はそれが謀書即ち偽造文書であるといつて否定したから、相手方は更に奉行人の裏書(封裏)を得て其實書たることを證明したけれども、これは新編追加に見當らぬ追加であるから疑はれないでもない。假りにそれが事實幕府の發したものであるとしても、文永五年に、幕府が式目の規定に據つて、占有後二十箇年を経過したものは取戻を得ない事に定めたものが、其後の發布に係る永仁五年の徳政令を拘束するものとは思はれぬ。

是等の追加は所謂關東御領を目的としたやうにも思はれるが、永仁七年二月の幕府の追加に據ると、幕府は先度寛元以前の請所は變更せぬことに定めたと見える。所謂先度とは何時の事であつたか確かでないが、それより約二年前の永仁五年に、幕府は既に請所が沽却地と異らぬとの理由の下に、徳政令を適用して居る。元來徳政令は幕府の勢力範圍内に實施したに止まるが、此永仁七年の追加は、其下文に次に説くが如く本所進止云々の事が見えて居つて、主として本所領の

請所の爲めの規定と思はれるからおのづから別事であらう。

斯くて永仁七年二月に至つて、舊府は將軍の御口入地以外の承久以後の請所は、自今以後本所の進止たるべしとの追加を發して、地頭請所の任免權を本所に一任した。御家人が本所領の請所たるについて、公然將軍の承認を経たものが「預_二御口入_一地」である。此追加の出でた後、前に引いた元亨二年正月十二日の法律の續きに、國領の請所について、従前既に將軍の下知を蒙り、其口入に預つた地以外は廢止すべきことを令し、而かも康元々年以前は口入に預らずともこれを承認し、弘安七年以後は將軍の裁許狀ありとも、國司の任意處分に任せたとを見ると、其間約廿八年が將軍の承認の有効期間となるのである。

永仁七年の追加では、前令に寛元以前の請所は變更すべからずと定めたのを、更に遡らせて承久以前迄とし、承久以後の請所は將軍の承認を経たもの以外は、本所の罷免を得ることに改めたのであるが、元亨二年の追加は又其年代を下して、(國領の場合ではあるが)康元々年以前は變更せないこととし、それより以後弘安六年迄は將軍の承認があればこれを承認し、弘安七年以後は將軍の承認があつても國司の任意處分に任せた。此三重の等級を附した理由はこれを詳らかにし難いが、只これについて聯想すべきことは、弘安七年が、前に引いた如く幕府の管轄地の請所についての追加の出で、居る年であることである。文永弘安年代は、幕府が最も御家人所領の保護政

策に熱中して居つた時代で、其非御家人や凡下の所有に歸したものを、極力御家人の手に取戻させるに力めつゝあつたのみならず、同時に公家に於ても、神領寺領等について略同一の方針を取りつゝあつた頃の事であるから、幕府の本所領に對する此追加も、自家の管轄に係る關東領の方針の延長と看做すべきであつて、其結果は前に述べたところに據つても知らるゝ通り、本所領に對する幕府の既得權の讓歩となるべきものであつた。只所謂關東領の請所についてはこれを後項武家領の下に説くことゝしたい。

地頭の本所及び國衙に對する納税の割合は、専ら從來の慣例に依るのであつたが、それが不確かな場合新しい關係を生じた場合、乃至爭議となつた場合杯は新に其額を決定することもあつた。文治三年頼朝の好意に依つて阿波國麻植保の保司職となつた平康頼が、其地頭野三成綱の拒絶に遭つて、納税不納に陥つたことがある。此保はもと内藏寮に租税を納むべき土地であつたから、屢院宣を幕府に下されて地頭の處分を迫られた結果、頼朝は内藏寮に對する一定の税額を除いた殘餘の租入を保司と地頭との間に於て均分(中分)にすべしとの裁決を下した(吾妻鏡文治四年三月十四日條)此場合内藏寮は麻植保の本所であつて、保司が領家であつたのは其後成綱の地頭職停止に關する院宣を下されたのに對して、頼朝が成綱は地頭職たるも、領家方に干涉すべからずと言渡して居るのでも知れやう。

國衙領については又元久元年五月八日に幕府が國司と地頭との得分の割合を定めて居る。(一) 山海の狩漁即ち漁獵狩獵税は國衙の收入に歸すべき事(二) 搦屋の所當即ち搦屋は三分の一を地頭の得分となすべき事(三) 節料の燒米は國司の得分となすべき事がそれである。

本所領國衙領と其管理者たる地頭との間に訴訟紛議を頻出するの動機となつたものは、多くの場合、戰亂の善後處置であつた。殊に承久の戰役に於て、幕府は京方をした公卿や武士の所領を沒收したは言ふ迄もなく、御家人が本所領の地頭であつたものは、悉くこれを罷免して、新に他人を以てこれに代へたのである。これを新補地頭といひ、それに對して前任者を本補地頭といつた。これは敢て承久戰後に始つたことではない。例へば元久元年伊勢國に於て平氏が蜂起したのを、平賀朝雅が三日以内に討伐したことがあつた。三日平氏の亂といつたのがそれである。戰後にはいつも戰敗者の所領を沒收して勳功のあつた將士に恩給するの例であるが、是時もそれが行はれたこと言ふ迄もない。然るに吾妻鏡同年十一月四日條に、

伊勢國三日平氏跡新補地頭等、募_二武威_一、停_二止大神宮御上分米_一之由本宮訴申之、彼地者當國散在田畠也、平氏雖_レ管_二領地下_一、於_二上分米_一者、備_二進本宮_一之條、所見分明之間、爲_二清定奉_一行_二守_一先例_二可_レ致_二其辨_一之由、今日被_二仰下_一云々、

と見える。即ち新に沒收地の地頭に補せられたものは戰捷の餘威に誇つて、幕府の威光を笠に被

乍ら、當然地頭として本所伊勢神宮に納むべき上分米即ち租税を滞納するとの神宮の訴が幕府に向つて提起されたから、幕府は縦ひ平氏の管領した土地であつても、一定の上分米はこれを神宮へ納入すべきものであるとの判決を下して居るのである。承久の戦役は戦局の重大であつた丈に戦後の没收地の如きも、莫大の額に上つたことは言ふ迄もないことであつて、幕府側の新補地頭の鼻息の荒かつたことは三日平氏の戦後の比ではなかつた。土地所有者の間にはこれが爲めに一大恐慌を來した結果、新補地頭の得分を如何にすべきやの問題では少らず幕府の當局者を惱した。彼三日平氏の場合の如く、土地の管理者に罪がある丈で、本所や領家と没交渉なる場合は、新補地頭の得分は其前例に據れば宜しい譯であるが、承久の戦役の如く本所や領家も京方をした爲めに其所領の没收されたものゝ少からぬ場合は、地頭の得分に關して何等據るべき標準がなく、本所、領家と地頭との利害關係の相違は、こゝに兩者の衝突を來して問題の紛糾を誘發したのである。承久戦役の翌年即ち貞應元年(四月十六日)幕府の發布した御教書に據ると、幕府は戦後在廳官人及び守護代をして京方であつたものゝ所領を一々届け出でさせ、猶ほ使節を特派してこれを監督させたのであるが、中には守護代に於て故意に公田、莊園を隱匿して居るものがあつても、在廳官人の中には守護代に憚つて詳しく届け出でないものもあるから、それらは此使節に於て報告するやうにし、没收の地にして未だ地頭を補せないもの、前管理者たる下司(地頭もであらう)

の罪なきに誤つて没收の中に加へられたもの、何れもこれを報告することにした。又新に地頭を置いた莊園、公領に於ける前管理者即ち本地頭、下司の得分も此使節の報告を徴することゝしたが、これは其後任の地領等の得分を定むるに當つての參考に供したものであらう。されば此追加にも、地頭はすべて前地頭、下司の跡を踏襲すべきであるが、彼等の得分が餘りに乏少なるところは、幕府の特使の報告に従つて適當の處直に出でるであらう、若し其命令を待たないで、彼等が領家、預所、郷司の得分を押領したならば、相當の處分をすること見えて居る。前管理者は他に自己の所領もあつて、些少な收益に甘んじ得たであらうけれども、これに代つた新補地頭は、一つの莊園のみで管理することゝなつた爲め、到底其收益に甘んじられぬところから、不法な押領をもなすに至つて、一層其紛争を滋くした譯である。これが爲め、其翌貞應二年(六月十五日)に朝廷は官宣旨を下されて、是等莊公田畠十町毎に免田一町、及び一段毎に加徴米五升を以て地頭の得分とすべきことを命令された。此事に關しては幕府の記録であるところの吾妻鏡に其記事がないが、斯る重大なる法律が、朝廷の單獨命令で出づることは、もとより當時の事情の許さないのであつた。思ふにこれはもと幕府が新舊地頭の得分に對する前年以來の調査に基いて立案したものであつて、其影響するところが公武に互つて重大であつた丈に、官宣旨とすることを奉請して其形式を莊重にしたものであらうと信せられる。段別五升の加徴米は別として、十町毎に一町

の免田と稱するは、他の場合に又十一町毎に給田畠各一町とも見えて居つて、其割合が相違するやうであるが、實は同事であつた。即ち十町の田畠を管理する地頭は別に一町の免田即ち給田畠を支給されたのを意味したのである。

扱此官宣言は大體の方針を示したものに過ぎないから、これが實施に當つては別に施行細則の發布を要したのである。先づ前令の出でた後に發布されたのが貞應二年七月六日の幕府の御教書であつた。

これに據れば、若し將軍の下知狀を帶して地頭となつて居たものが承久の戦役に官軍に屬して没收された後へ、新に地頭となつて來たものは縦、ひ其收入が新規定より少い場合があつても、それは舊慣に據ることとして別に新規定に基いて増給をせない、其他の新補地頭の得分が此新規定よりは少くても相當と認めたものはすべてこれに准ずる、新規定は只得分のないところ丈に適用する以上は田地畠地の場合であつて、其租税は所謂本年貢と稱するものであるが、其他の山野河海の收益は本年貢以外であるから、領家、國司と地頭とでこれを均分する、但し先例に於て一定の額のある年貢はこれを改めない、次に犯罪に依る財産の没收の場合には、領家、國司は三分の二、地頭は三分の一を收入とするといふが其主なるものであつた。

其後も實施上種々の疑義を生ずると共に、幕府はそれ／＼追加を發して居るが、此本年貢なる

言葉の意味についても、本所方の雜掌と地頭との間に爭議を生じて、地頭は神社佛寺の上分、本家領家の公物丈が本年貢であるとの解釋を取つたけれども、雜掌は預所、定使の得分は皆年貢の内であるから分割することが出来ないを抗辨したが、幕府はこれに對して、預所、定使の得分迄を年貢と稱し得べくば、此他に何の餘剩で均分すべきものがあらうといつて、地頭の主張の理由あるを認めたるが如きは其一例である。

次に加徴米の徴收に關しては、文曆二年の追加に所當の多少を論せず段別五升を徴すべしとの新補地頭の見解を排して、一斗以上は五升を徴すべきも、一斗未満のところには三分の一を以て地頭分となすべしと規定せるを注意すべきであらう。其他にも此種の追加で細則等を規定して居るが、今皆省略に従ふこととする。

然るに本所一圓の地の外にも、幕府が特に地頭を経由せずして名主其他の本所領の作人（實は地主）より本所に對して年貢を別納すべき命令を發した場合がある。これを稱して別納の御下文といつた。國領の場合にも別納の御下文はあつたが、それは元暦元年に賴朝が御家人澁谷の高重に向つて其上野國黑河郷の所領に國衛使の入部を止めて別納の下文を與へた如く、又文治三年の周防國在廳官人の解に、「就中謂得善末武者、非指庄號之地、又無國免別納御下文、只爲地頭職可致沙汰之由鎌倉殿賜御下文許也云々」とあるが如く、彼は國衛に納むべき租税の免

除を意味したものであるから、おのづから別事であつて、此は多くの場合、總領地頭と稱して一人の地頭が二人以上の所有者の名義となつて居る土地の管理をなしつゝあつた場合に起る現象であつた。貞永式目第三十八條には總地頭（前文に給總領之人と見えて居る如くこれも總領地頭といふと同じである）が其管内の小地主たる名主職の勢力微弱なるに乗じて、職權を超えて不法の行爲のあつた場合は名主に向つて別納の御下文を下附すべきことを規定して居るが、實例としても永仁五年に肥前國深江村の地頭行心の代官が深江村名主行位を九州探題の法廷に於て罵詈した爲め行位が探題北條實顯より別納の命令に接したことがある。其下知狀に「任行位申請、於當村者可令收納領知也」とあるが如く、深江村は名主自身年貢を收納して本所に納むべきものは納め他は自己の收入としたものであつて、事實上、地頭の管轄を離れることゝなつたのである。吾妻鏡寛元五年十一月一日の幕府の評定に於て「雖爲地頭一圓之地、名主申子細者、依事之次可有沙汰云々」とある。（吾妻鏡）此場合の「地頭一圓之地」はこれを所謂「本所一圓之地」に比して必ずしも同一の用例と看做すことが出来ぬ。私は此地頭一圓之地を以て式目に見えた總地頭の所領内の義なりと認むるものである。（未完）